平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	H21.4.17	グリーン･ツーリズム誘客活動業務委託	2,850,000	長崎県グリーン･ツーリズム推進協議会	本事業は、県内グリーン･ツーリズムを一体的に売り込むため、県内外で旅行業者への誘客活動等を行うものであり、その事業の目的から、全県的なグリーン･ツーリズムを熟知した者に委託する必要がある。よって、県内グリーン･ツーリズム受入組織で構成された唯一の団体であり、全県的なグリーン･ツーリズム活動を実践している「長崎県グリーン･ツーリズム推進協議会」に業務委託した。	第167条の2 第1項　第2号
2	農林部	農政課	H21.5.11	平成２１年度狩猟免許試験、狩猟者適性検査及び県外狩猟者の登録事務の一部並びに狩猟事故防止対策指導研修の実施委託	1,232,000	長崎市樺島町9-13 社団法人　長崎県猟友会 会長　井手　耕作	狩猟免許試験及び狩猟者適性検査にあたっては、法令及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般につき精通している者がその任にあたる必要がある。 また、現在のところ、そのような者を有する団体等としては、委託団体のみであり他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項　第2号
3	農林部	農政課	H21.7.15	平成２１年度特定鳥獣イノシシ捕獲技術研修事業委託	2,300,000	長崎市樺島町9-13 社団法人　長崎県猟友会 会長　井手　耕作	特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修にあたっては、イノシシ及びわな、猟銃等の取扱等に専門的知識を有し、かつ、狩猟全般について精通している者がその任にあたらなければならない。 また、県内の有害イノシシの捕獲技術研修であることから、研修実施者は、県内各地域の実態等について知識を有するものが臨むべきであり他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項　第2号
4	農林部	農政課	H21.9.11	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	36,642,000	対馬市厳原町国分1441 対馬地区有害鳥獣対策協議会 会長　桐谷　安博	対馬地区有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める対馬市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として対馬市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は、当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号
5	農林部	農政課	H21.9.17	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	6,101,000	北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免290-2 鹿町町鳥獣被害防止対策協議会 会長　中野　文吉	鹿町町鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める鹿町町鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として鹿町町で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	農林部	農政課	H21.10.20	平成２１年度地場農林水産物等地産地消推進業務委託	2,769,166	松浦市志佐町里免365番地 松浦市地産地消推進協議会 会長　藤田　英敏	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業（企画提案型事業）において提案・採択された事業であるため、提案者である「松浦市地産地消推進協議会」と１者随意契約した。	第167条の2 第1項　第2号
7	農林部	農政課	H21.10.20	平成２１年度さいかい元気畑 の贈りもの「村の菓子工房」確立業務委託	2,386,275	さいかい元気村協議会 会長増山文明 西海市西海町中浦南郷３９０－２	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業 （企画提案型事業）において提案・採択された事 業であるため、提案者である「さいかい元気村協 議会」と１者随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
8	農林部	農政課	H21.10,29	平成２１年度各種農産物生産販売と加工及び流通の拠点づくり業務委託	6,715,499	九州フードブリング 代表　増山俊幸 諫早市小長井町川内２６５	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業 （企画提案型事業）において提案・採択された事 業であるため、提案者である「九州フードブリング」と１者随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
9	農林部	農政課	H21.10.14	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	6,107,000	南松浦郡新上五島町青方郷1554-3 上五島地域有害鳥獣防除対策協議会 会長　田本　耕一	上五島地域有害鳥獣防除対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める新上五島町鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として新上五島町で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号
10	農林部	農政課	H21.10.21	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	5,277,340	松浦市志佐町里免365 松浦市有害鳥獣駆除対策協議会 会長　濵村　秀喜	松浦市有害鳥獣駆除対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める松浦市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として松浦市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額（予定価格）　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	農林部	農政課	H21.11.6	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	4,925,000	佐世保市吉井町立石12-1 佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会 会長　豊村　茂樹	佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める佐世保市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として佐世保市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号
12	農林部	農政課	H21.12.1	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	7,669,000	諫早市高来町峰3-2 諫早市有害鳥獣防除対策協議会 会長　杉野　千太	諫早市有害鳥獣防除対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める諫早市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として諫早市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号
13	農林部	農政課	H21.12.7	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	2,800,000	長崎市桜町立石2-22 長崎市有害鳥獣対策協議会 会長　溝口　博幸	長崎市有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める長崎市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として長崎市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号
14	農林部	農政課	H21.12.8	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	2,284,000	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1 長与町鳥獣被害防止対策協議会 会長　山下　多喜男	長与町鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める長与町鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために町、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体であり、鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として長与町で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体をおいて他にはない。	第167条の2 第1項　第2号
15	農林部	農業経営課	H21.4.1	平成２１年度ながさき農林業総合情報システム保守委託	1,375,500	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社長崎支店 支店長　元木　泰光	本システムは、栽培技術情報や病害虫の発生予察、行政情報などを農業者に提供するとともに、農産物直売所や特産品、グリーンツーリズム、郷土料理などを県民や消費者等に紹介することにより、効率的な農業経営の確立と農林業農村の活性化を図っている。 平成１４年度のシステム開発を当該者が行っているため、システムの著作権が当該者にあることから、他者と競争できないため保守委託についても随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	農林部	農業経営課	H21.4.1	農業改良資金の資金管理事務業務委託	1,112,000	東京都港区赤坂1丁目9-13 社団法人　全国農業改良普及支援協会 会長　大森　昭彦	契約先は、農業改良普及事業に関する情報活動、調査研究、資金管理事務の委託等を行っている団体であり、農業改良資金管理事務に関するシステム設計、データ入出力等は当協会のみが行っているため、他と競争出来ず相手方が特定される上、非常に多くの個人情報を取り扱う業務であるため、契約先を頻繁に変更した場合、万が一情報が流出した際に流出元を特定するのが困難となる。 なお、農業改良資金の貸付を行うすべての都道府県が会員となっている。	第167条の2 第1項第2号
17	農林部	農業経営課	H21.5.25	ながさき農援隊設置業務委託	47,150,000	長崎市江戸町2番1号 長崎県農業法人協会 会長　　楠田喜熊	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第１６７条の2 第1項　第2号
18	農林部	農業経営課	H21.5.25	ながさき農援隊設置業務委託	12,142,000	壱岐市郷ノ浦町東触５６０ 壱岐市農業協同組合 代表理事組合長　吉野誠治	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第１６７条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	農林部	農業経営課	H21.5.25	ながさき農援隊設置業務委託	14,176,000	五島市籠渕町２４５０－１ ごとう農業協同組合 代表理事組合長　中尾弘一	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第１６７条の2 第1項　第2号
20	農林部	農業経営課	H21.6.11	ながさき農援隊設置業務委託	29,732,000	長崎市元船町5番1号 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長　内海　悌二	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	農林部	農業経営課	H21.6.11	ながさき農援隊設置業務委託	38,376,000	佐世保市吉井町立石12-1 ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長　松本　英達	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項　第2号
22	農林部	農業経営課	H21.6.15	ながさき農援隊設置業務委託	45,247,000	諫早市栗面町174-1 長崎県央農業協同組合 代表理事組合長　野中　彌三	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	農林部	農業経営課	H21.6.15	ながさき農援隊設置業務委託	78,939,000	雲仙市国見町神代己476番地 島原雲仙農業協同組合 代表理事専務　森永　國勝	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項　第2号
24	農林部	農業経営課	H21.6.15	ながさき農援隊設置業務委託	14,744,000	対馬市厳原町中村606-19 対馬農業協同組合 代表理事組合長　吉野　栄二	1．農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2．本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらない仕組みを検討した。 3．国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4．農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	農林部	農業経営課	H21.6.10	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	5,680,000	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2385番地2 財団法人　小値賀町担い手公社 理事長　山田　憲道	①農業経営基盤強化促進法第４条第２項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 ②農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、小値賀町においては小値賀町担い手公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上２点から、当該区域での契約については１者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項　第2号
26	農林部	農業経営課	H21.6.10	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	5,999,000	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2278番地2 財団法人　西海市農業振興公社 副理事長　松永　勝之輔	①農業経営基盤強化促進法第４条第２項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 ②農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、西海市においては西海市農業振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上２点から、当該区域での契約については１者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	農林部	農業経営課	H21.6.10	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	5,254,000	長崎市布巻町111番地 財団法人　長崎市地産地消振興公社 理事長　溝口　博幸	①農業経営基盤強化促進法第４条第２項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 ②農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、長崎市においては長崎市地産地消振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上２点から、当該区域での契約については１者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項　第2号
28	農林部	農業経営課	H21.6.10	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	5,624,000	長崎県対馬市上県町佐須奈甲567-3 財団法人　上県町産業開発公社 理事長　武田　延幸	①農業経営基盤強化促進法第４条第２項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 ②農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、対馬市上県町においては上県町産業開発公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上２点から、当該区域での契約については１者の随意契約でしか施行できない。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	農林部	農業経営課	H21.7.30	平成２１年度農業大学校技能実習制度推進事業業務委託	5,652,000	長崎市江戸町2-13 財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金 理事長　濵本磨毅穂	1．本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、農業大学校での農作業に従事させるとともに、就農に必要な知識･技術を習得させ、県内における新規就農者を確保するものである。 2．(財)長崎県農林水産業担い手育成基金は、本県において農林水産業に従事しようとし、将来における地域や農林水産業の担い手となる青年等の活動を援助し、優れた農林水産業の担い手の確保育成を図り、本県農林水産業の振興に寄与することを目的として設立された組織であり、就農希望者への相談活動や就農のための資金貸付を行うなど新規就農者の確保･育成に関する業務実績がある。 3．長崎県全体を事業範囲とし新規就農者の確保･育成に積極的に取り組んでいる組織は他にはなく、本事業の目的を達するため、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金との随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
30	農林部	農業経営課	H21.7.31	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託	3,513,000	東彼杵郡波佐見町宿郷660 波佐見町担い手育成総合支援協議会 会長　石峰　実	地域で就農希望者に技術力･経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される波佐見町担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、波佐見町担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
31	農林部	農業経営課	H21.9.3	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	2,879,000	諫早市高来町法川82-3 農事組合法人　スカイファーム高来 代表理事組合長　谷渡　亮二	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した2～4名の作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業である。耕作放棄地の荒廃状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって解消する耕作放棄地の場所や面積が特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	農林部	農業経営課	H21.9.3	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	2,879,000	諫早市高来町船津910 特定非営利活動法人　拓生会 理事長　川田　順一	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した2～4名の作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業である。耕作放棄地の荒廃状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって解消する耕作放棄地の場所や面積が特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
33	農林部	農業経営課	H21.9.9	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	5,946,800	長崎市上野町23-10-701 特定非営利活動法人　ながさきＮＰＯセンター 理事長　中井　孝道	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した2～4名の作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業である。耕作放棄地の荒廃状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって解消する耕作放棄地の場所や面積が特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
34	農林部	農業経営課	H21.9.15	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	5,296,800	平戸市岩の上町1519 特定非営利活動法人　NPOひらど遊学ねっと 理事長　籠手田　恵夫	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した2～4名の作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業である。耕作放棄地の荒廃状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって解消する耕作放棄地の場所や面積が特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
35	農林部	農業経営課	H21.11.16	旧農業大学校付属千綿女子高等学園跡地に係る境界確定関連業務	13,281,151	長崎市五島町8番7号 社団法人　長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長　峰　忠彦	本業務は境界確定測量と合わせて筆界特定の手続についての代理や分筆登記や地積更正等の嘱託登記を行うものであり、後段については土地家屋調査士法第3条各項より土地家屋調査士の業務となる。さらに、広大な跡地(約68,000㎡)の境界に隣接する民有地６１筆等について、補正予算議決後年度末までの短期間で処理する必要があることから、一人の土地家屋調査士が処理することは困難であるため、多数の調査士による組織的な処理が必要である。このとき、県内２０８名の土地家屋調査士のうち、組織的に業務を遂行できる団体(調査士法人)は(社)県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(会員１７９名)に特定されるため、競争入札になじまず随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	農林部	農業経営課	H21.12.2	耕作放棄地復旧保全･景観向上促進業務委託	2,822,000	大村市松山町613-1ヤエコービル1F 特定非営利活動法人　長崎更生会　絆 理事長　朝長　英美	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した2～4名の作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業である。耕作放棄地の荒廃状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって解消する耕作放棄地の場所や面積が特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
37	農林部	病害虫防除所	H21.12.4	島津残留農薬分析装置Prep-Q修理	1,555,260	長崎市平和町28-11 株式会社イケダ科学長崎支店 支店長　近藤　信昭	島津残留農薬分析装置Prep-Q(ガスクロマトグラフ質量分析機器)は、農作物の残留を分析する機器で部品の交換･修理を行なった。当該機器の修理を行えるのは、県内では唯一選定業者の1社であるため、同業者との随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
38	農林部	農産園芸課	H21.4.1	種馬鈴しょ原･採種ほ委託	1,277,704	長崎市出島町1-20 長崎県種馬鈴薯協会 会長理事　奥野　義昭	平成２１年度において、長崎県内には都道府県知事が適当と認めている団体(都道府県を区域とする採種団体)は、長崎県種馬鈴薯協会1者しかなく、他に代替できる団体もないため、長崎県種馬鈴薯協会と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
39	農林部	農産園芸課	H21.4.1	ながさき花き所得向上対策事業にかかる施設園芸用ヒートポンプ賃貸借	1,470,000	東京都渋谷区渋谷１丁目4-2 ネポン株式会社 代表取締役　福田　晴久	「洋ラン栽培におけるヒートポンプを利用した暖房コスト低減技術確立」のために、導入を予定している機器は、重油用の暖房機とヒートポンプを効率的に制御するハイブリッド機能(特許)を備え、暖房費の軽減の実証として設置を予定している機種である。この機能を持つ施設園芸用の機種は、現在ネポン㈱から商品化されている機種のみである。他のメーカーについては、この機能を持つヒートポンプを有していないため、ネポン㈱と１者随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
40	農林部	農産園芸課	H21.6.5	平成21年度ながさきの米消費拡大対策事業(県産米販売促進キャンペーン事業)委託	1,450,000	長崎市出島町１－２０ 長崎県米消費拡大推進協議会 会長　　濱本　磨毅穂	長崎県米消費拡大推進協議会は、県産米の統一ブランド米や各地域ブランド米等の需要拡大を図ることを目的として、国･県･全農･卸業者等を構成員として設立された団体であり、本事業が県全体として一体的に推進していく必要があること、また、事業の性質上競争性のあるものではないことから、個々の業者ではなく、実際の流通に携わる全農や卸業者が構成員となっている公的な団体である当協議会の他に委託できる団体はない。 また、商標登録の関係上、統一米袋については他の業者では使用することはできない。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	農林部	農産園芸課	H21.8.11	高機能発酵茶生産･販売体制整備事業委託費	4,420,000	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷１７６２－１ ながさき高機能茶有限責任事業組合 代表　大場　和義	高機能発酵茶は、長崎県、長崎県立大学ｼｰﾎﾞﾙﾄ校、長崎大学、九州大学との連携により開発された特殊な商品であり、長崎県とこれら大学と特許権等実施許諾契約を契約しているのは、「ながさき高機能茶有限責任事業組合」だけであり、生産･販売を行なう組織としては、「ながさき高機能茶有限責任事業組合」が唯一の組織であるため、ながさき高機能茶有限責任事業組合と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
42	農林部	農産園芸課	H21.7.1	長崎県農産物商品力向上対策事業に係る事務委託	10,130,000	株式会社　長崎県農協直販 代表取締役社長　泉　正蔵	県下全般の農産物に係るモニタリング調査や情報提供など、公益性が高い委託内容となっており、その委託先としては、県下JAの生産･販売に係る取りまとめ役を担っている、全農長崎県本部しかなく、その直接販売部門の関連会社である(株)長崎県農協直販と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
43	農林部	農産園芸課	H21.11.2	長崎県加工原材料生産のための人材育成事業に係る事務委託料	10,292,000	佐世保市小佐々町葛籠２３５ アリアケファーム株式会社 代表取締役　山本　栄	諫早湾干拓地を中心とした加工業務用野菜の産地化及び人と環境に配慮した農業生産の取組について、サポートする人材の育成が目的であり、諫早湾干拓地の営農者と県下食品製造業者で構成する「長崎県加工原材料生産協議会」の活動を通じて、生産～流通～加工までを、実施作業を交えながら研修を実施するため、「長崎県加工原材料生産協議会」の事務局である、アリアケファーム(株)と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	農林部	農産園芸課	H21.12.1	長崎県農業第６次産業化事業業務委託費	5,208,000	南島原市北有馬町戊2465－1 農事組合法人 ながさき南部生産組合 代表理事　近藤一海	本事業は、国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、高品質農産物を原材料とした高付加価値加工品を開発、商品化し、その生産販売体制を構築することにより、農業者の所得向上及び地域の活性化を図るものである。 農事組合法人ながさき南部生産組合は、他にない独自の取り組みとして意欲的に企画提案している。また、高品質な農産物を取り扱っているため、加工原料の調達が可能であり、販売面についての経験、実績も問題ない。 これらにより、業務内容の専門性、特殊性から、事業目的が達成可能な委託先は、ながさき南部生産組合が適当であると判断し、一者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
45	農林部	畜産課	H21.4.1	平成２１年度肉用牛群資質向上対策事業委託費	1,176,000	長崎市銭座町3-3 全国和牛登録協会長崎県支部 支部長　吉野　誠治	本事業は、肉用牛繁殖農家が飼養する雌牛群の改良を推進し、肉用牛群の資質の向上を図ることを目的として行う事業であり、育種価データ等を活用した専門的知識を用いた指導を行う必要がある。委託先である全国和牛登録協会長崎県支部は県内の繁殖農家の実態を把握し、畜産技術者による血統登録情報分析が可能な機関である。また、繁殖農家の指導に用いる育種価データを算出するために必要な子牛登記データの提供は本協会でなければできないため、他の機関では事業目的を達成することはできない。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
46	農林部	畜産課	H21.4.1	平成２１年度畜産コンサルタント事業委託費	9,665,000	長崎市銭座町3-3 社団法人　長崎県畜産協会 会長　吉野　誠治	本事業は、畜産農家の経営分析を主としたものであるが、業務の遂行に当たっては専門的な知識を有するコンサルタント員を必要とする。社団法人長崎県畜産協会は、前述の専門員を有し、県内市町及び農業団体を会員とした公益法人であり、一般企業のような利潤を追求しないため、委託が可能である。また、県内に本協会以外にコンサルタント員を有する企業等がないか検討したが、対応可能な企業等がないとの結論に達した。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
47	農林部	畜産課	H21.4.11	平成２１年度長崎県畜産物安全性確保対策事務委託費	1,668,000	諫早市貝津町3031 社団法人　長崎県獣医師会 会長　竹下　正興	本委託事業は、安全な畜産物を供給するために実施するもので、薬事法･飼料安全法及び家畜生理等の総合的な知識と公正さを必要とする。また、事業を実施するうえで、獣医師及び畜産農家に対して的確な指導･助言が必要である。 獣医師及び畜産農家に対して、法律面および実務面から指導･助言が行える組織を検討した結果、特に、獣医師に対する指導･助言が行えるのは社団法人長崎県獣医師会のみとの結論に達したため随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	農林部	畜産課	H21.4.1	平成２１年度長崎県死亡牛ＢＳＥ検査円滑化対策事業委託費	3,623,540	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役　原　辰男	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。 県内で死亡牛を適正に処理できる化製場の有無を調査したが、県内には死亡牛を適正に処理できる化製場は２カ所(長崎レンダリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該２カ所の化製業者しかないことから、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
49	農林部	畜産課	H21.4.1	平成２１年度長崎県死亡牛ＢＳＥ検査円滑化対策事業委託費	11,550,000	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レンダリング協同組合 理事長　本田　清秀	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。 県内で死亡牛を適正に処理できる化製場の有無を調査したが、県内には死亡牛を適正に処理できる化製場は２カ所(長崎レンダリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該２カ所の化製業者しかないことから、随意契約とした。	第167条の2 第1項　第2号
50	農林部	畜産課	H22.2.19	平成２１年度ながさきエリート種雄牛造成対策事業に係る供卵牛購買	1,733,550	五島市籠渕町2450-1 ごとう農業協同組合 代表理事組合長　中尾　弘一	購入する供卵牛は、受精卵移植技術を活用した種雄牛造成を行うことを目的として導入するものであり、県内でトップクラスの超高能力牛である必要がある。 供卵牛の選定に当たっては、県内に飼育されている約２万７千頭の繁殖雌牛の中から、産肉能力(枝肉重量や脂肪交雑等)に優れたものを育種価データ(子牛に伝える遺伝能力)や枝肉共励会等の成績を基に選抜し、その中から特に優れたもの１頭を購買することとしている。 選抜牛は、繁殖農家で飼養中のものであり、その購買方法は所属農業協同組合との相対取引による随意契約しかないため。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	農林部	肉用牛改良センター	H21.4.1	飼料購入(単価契約)	大豆粕 @1,313円/20kg, 一般ふすま @720円/20kg, 皮付圧ﾍﾟﾝ麦 @882円/20kg, 煎り大豆 @1,670円/20kg, 圧ﾍﾟﾝとうもろこし @804円/20kg, 混合八号 @914円/20kg, ﾋﾞｰﾄﾊﾟﾙﾌﾟ @1,134円/20kg, ﾍｲｷｭｰﾌﾞ @1,880円/30kg, ｱﾙﾌｧﾙﾌｧﾍﾟﾚｯﾄ @4,190円/50kg, ﾁﾓｼｰ @57,000円/t, ﾁﾓｼｰ(上物) @72,000円/t, ｽｰﾀﾞﾝﾍｲﾍﾟｰﾙ @65,000円/t 他(税込)	佐世保市吉井町立石12-1 ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長　松本　英達	①飼料内容の急激な変化は牛の生理上好ましくないため、従前から使用している飼料を継続的に給与する必要がある。 ②飼料変更は検定成績がばらつくおそれがあり、種雄牛の的確な比較選定ができなくなる。また、現場後代検定を依頼している民間検定場はすべてＪＡ全農グループの飼料を使用しており、それらの農場と同条件で飼養管理を行い、広く普及する必要がある。さらに、検定結果は広く農家へ普及させる必要がある。５０頭以上飼育している県内肥育農家のうち、ＪＡ全農グループの利用戸数割合は８０％を超えている状況である。 ③当センターが実施する直接検定は社団法人全国和牛登録協会が定める直接検定用飼料を使用して検定を実施しなければならない。この直接検定飼料はＪＡ全農グループのみで製造されている飼料である。 ④飼料は品質低下防止の点から大量搬入及び長期保存は適さないため、週１回程度の配達が不可欠である。また、不足が生じた場合、早急な対応が可能な業者であることが望まれる。 　このような理由により、納入業者の地域が限定され、これらの条件に対応可能な業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号
52	農林部	肉用牛改良センター	H21.4.14	現場検定牛計４頭(幸、大地他)売買契約	1,743,000	壱岐市芦辺町国分東触706 壱岐肉用牛改良組合 組合長　豊田　廣志	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号
53	農林部	肉用牛改良センター	H21.4.27	現場検定牛計７頭(糸勝、晴茂他)売買契約	3,244,500	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長　松田　辰郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54	農林部	肉用牛改良センター	H21.4.27	現場検定牛計７頭(藤安、茂晴他)売買契約	2,961,000	雲仙市吾妻町永中名1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長　奥村　愼太郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号
55	農林部	肉用牛改良センター	H21.6.24	現場検定牛計8頭(安平福、正安平他)売買契約	3,486,000	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長　松田　辰郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号
56	農林部	肉用牛改良センター	H22.1.25	現場検定牛計5頭(光富士、平栄明他)売買契約	2,379,300	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長　中尾　弘一	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号
57	農林部	肉用牛改良センター	H22.2.3	現場検定牛計8頭(安幸、第32幸他)売買契約	3,853,500	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長　松田　辰郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項　第2号
58	農林部	農村整備課	H21.4.1	平成２１年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.2.1長崎県版運用保守改良業務	4,210,500	東京都中央区日本橋小伝馬町2-3 社団法人　農業農村整備情報センター 理事長　長谷川　高士	長崎県が採用する補助版農業農村整備標準積算システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人　農業農村情報総合センターが有していること。また、著作権の人格権においても同センターが保有しており、同センター以外がシステムの運用及び保守改良等はできないため。(他と競争できず相手方が特定されるため。)	第167条の2 第1項　第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	農林部	農村整備課	H21.4.28	平成２１年度災害復旧事業事務システム開発業務委託	2,877,000	東京都中央区日本橋小伝馬町2-3 社団法人　農業農村整備情報センター 理事長　長谷川　高士	農地農業用施設災害復旧の事務手続きに関する一連のシステムについては、社団法人　農業農村情報総合センターが開発した同システムのみであり、長崎県で導入するにあたり、システムを長崎県版として開発できるのは同センターのみである。	第167条の2 第1項　第2号
60	農林部	農村整備課	H21.5.11	平成２１年度災害査定用総合単価作成業務委託	1,050,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長　宮本　正則	災害査定用総合単価作成業務は、国版の単価が入った災害総合単価のデータ(標準積算システムにより作成)を元に長崎県版に更新するものであり、そのためには、標準積算システムを使用する必要がある。標準積算システムの使用は、管理者である(社)農業農村整備情報センターと使用許諾契約を行っている機関のみが可能であり、長崎県土地改良事業団体連合会は、その使用許諾を受け、本業務を実施できる唯一の団体であるため。	第167条の2 第1項　第2号
61	農林部	諫早湾干拓室	H21.10.26	諫早湾干拓ＰＲ業務委託	17,657,000	福岡市博多区博多駅東2-16-1 (株)日本経済新聞社 常務執行役員西部支社代表 木舟　一郎	諫早湾干拓事業の防災効果等をＰＲするため、フォーラムの開催や新聞での開催告知、事後広告を委託するものであるが、 ①諫早湾干拓事業がもたらした防災機能及び諫早湾干拓地で取り組んでいる先進的で大規模な環境保全型農業をより多くの人に理解してもらう必要がある。 ②大規模に生産される諫早湾干拓地の農産物の販路は全国にわたっており、さらなる販路拡大や本県農業への波及効果を考えると商社や流通加工業者等にも精通し、食品関連企業の購読数も多い経済紙が適当である。 ③日本経済新聞は日本を代表する経済紙であり、同社の	第167条の2 第1項　第2号
62	農林部	林務課	H21.4.1	保安林情報管理システム維持管理業務委託 (単価契約)	5250/時間	長崎市恵美須町４番５号 ＮＢＣ情報システム㈱	・当業務は、稼動中の保安林情報管理システムの円滑な運営を目的として、業務の改善・追加をのためのシステムの改良等を実施しているが、①システムは、平成６年度当時、そのベースが職員のワープロや集計ソフトにあったため、開発が手作り的になって詳細なシステム仕様書等が存在していない。また、仕様書作成には３００万円以上の経費が必要である。　②システムは、常時、稼動しており森林所有者に不利益を与える恐れがあるため中断することができない。③このことから現時点では、システムを開発したものしかいない。④このため、２１年度において、古くなっているシステムの改訂仕様書、手順書等を検討して競争入札に意向に向けて作業を進めることを前提に随意契約とした。	第１６７条の2 第１項　第２号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　　部局名：農林部　　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	農林部	林務課	H21.4.1	森林国営保険事務処理作業委託	3,967,251	諫早市貝津町１１２２番地６ 長崎県森林組合連合会 代表理事会長　八江　利春	本業務は、森林国営保険法第２４条において、事務処理については都道府県森林組合連合会会長及びその他県知事が適当と認めた者に委託することができると定められており、当県においては、長崎県森林組合連合会のみが県内において国営保険事務処理用システムを所有しており、他の機関ではこの事業は取り扱えない。	第167条の2 第1項　第2号
64	農林部	林務課	H21.4.7	ながさき森林づくり担い手対策事業(森林整備)業務委託	101,206,266	諫早市貝津町１１２２番地６ 長崎県森林組合連合会 代表理事会長　八江　利春	森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は、県内には森林組合系統しかなく、本業務を適正かつ確実に行えるのは長崎県森林組合連合会のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
65	農林部	林務課	H21.5.1	平成21年度　新土木工事積算システムデータ(森林土木体系)改訂業務委託	4,914,000	長崎市出来大工町36番地 扇精光株式会社 代表取締役　扇　健二	本業務は積算システムデータの改変にあたり、新歩掛の解析、施工単価条件表の作成及び歩掛データの電算への入力を業務委託するものである。このシステムについては、長崎県と扇精光が共同開発を行っており、使用権と内容変更権を長崎県が有し、その他の権利(著作権等)は扇精光が有している。本業務にあたり、プログラムの複製や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため、扇精光以外の会社がプログラムの改変を行うことができない。よって、当業務を行えるのは扇精光1者に特定される。	第167条の2 第1項　第2号
66	農林部	林務課	H21.5.28	長崎県造林システム構築業務委託	5,439,000	大阪市浪速区敷津東１丁目２番４７号 クボタシステム開発株式会社 代表取締役社長　　深堀　益稔	造林補助事業の補助金計算等に使用している「森林総合管理システム」は、県職員と業者の共同開発により構築され、詳細な仕様書が存在せず、改修の積み重ねにより不具合が多発している。また、Windows Vista以上には対応しておらず、本システムの運用が停止すると補助金の支出に重大な支障が発生するため、新システムを早急に導入する必要がある。 システムを一から開発すると、複雑な補助金計算業務を適正に執行するための詳細な設計書・仕様書を、多くの時間をかけて作成する必要があるうえ、開発期間が最低半年は必要となり、21年度中の導入が困難であるが、造林補助事業専用に商品化されているパッケージソフトを長崎県用に追加開発すれば、信頼性のあるシステムを早期かつ確実に導入できるため、商品化されているパッケージソフトを長崎県用に追加開発することとした。現在商品化されているパッケージソフトは、クボタシステム開発(株)が販売しているパッケージソフトしかない。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	農林部	林務課	H21.6.19	長崎県森林ボランティア支援センター運営業務委託	5,270,000	長崎市扇町２５－１４－４０３ 特定非営利活動法人　地域循環研究所 理事長　山口　龍虎	「長崎県森林ボランティア支援センター」を平成２１年度から設置するにあたり、センターの設置･運営を受託できる団体の公募を行い、応募のあった団体について、選定委員会によって選定された団体に対して委託を行うものであるため。	第167条の2 第1項第2号
68	農林部	林務課	H21.6.24	対馬しいたけ需要拡大支援事業委託	1,400,000	長崎県しいたけ振興対策協議会　会長　吉野栄二	本事業の実施主体である長崎県しいたけ振興対策協議会は、対馬の基幹作目の乾しいたけを振興する全ての関係機関が参加する唯一の団体であり、本事業実施にあたり必要な知識と経験を有している。また、過去の実績報告書等を審査した結果、適正に会計処理が行われている。 以上により、当協議会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
69	農林部	林務課	H21.6.29	長崎県民の森整備管理業務委託	10,185,000	社団法人　長崎県林業コンサルタント　会長　中江勝春	業務の実施にあたって「長崎県民の森」の状況を熟知していること、施工･監理についても技術的な知識を豊富に有していることが求められる。また、本業務は新規就業者を募集･確保して実施する雇用対策のため人件費に対する諸経費が制約され一般事業に比べてかなり低く、営利を目的とする事業体では実施が困難であり、園内のオリエンテーリングコースや遊歩道などにおいて作業を行うため、来園者や新規雇用作業者の安全確保や伐採木、石材の選定などに特段の配慮を必要とする。 以上により、現在「長崎県民の森」の指定管理者である長崎県林業コンサルタントと随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
70	農林部	林務課	H21.6.30	ながさき森林づくり担い手対策事業委託	2,400,000	社団法人　長崎県林業協会　会長理事　八江利春	林業就業者の技術力の向上や作業の省力化を図るため、効果的な研修内容を構築できる林業労働力確保支援センターとして、県内唯一の法人である。さらに、県内のいかなる事業体と比べ、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼしうることが期待できる法人であるため、長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
71	農林部	林務課	H21.7.6	平成21年度ながさき森林づくり担い手対策事業(高効率生産システム実証研修事業)委託	4,778,000	社団法人　長崎県林業協会　会長理事　八江利春	今回の契約相手方「（社）長崎県林業協会」は、林業技術力の向上や作業の省力化を図るための効率的な研修内容を構築できる「林業労働力確保支援センター」として県内唯一の団体であり、かつ、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる公益法人であるため。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
72	農林部	林務課	H21.10.16	衛星デジタル画像データ売買契約	1,995,000	グリーン工業㈱　代表取締役　弘中　義夫	この衛生画像データの購入は、国の保安林整備事業(国庫１００%)で実施するもので、県内指定の保安林管理に使用する他、林野庁が行う森林変化などにも利用されるものです。このためデータは、購入後国への提出が義務付けられており、購入する画像データは、林野庁の示す仕様書の基準を満たす必要があり、国内においてその物品を唯一取り扱っているものと随意契約する。	第167条の2 第1項第2号
73	農林部	林務課	H21.12.1	平成21年度雲仙普賢岳噴火災害記録映像デジタル再編集業務委託	4,252,500	長崎市上町1-35 株式会社　プロダクションナップ 代表取締役　中部省三	当業務の映像データについては長崎県の委託により撮影・制作されたものであるが、著作権法上「映画の著作物」にあたり、その著作権は制作者であるプロダクションナップが有する。 撮影当時のアナログテープのデジタル化及び一般視聴のためのDVD化が業務の内容であるが、これらの作業は著作物の“複製”にあたり、権利者に無断で複製をすることは著作権を侵害する行為となる。よって、当業務を行えるのは著作権を有するプロダクションナップ１者に特定される。	第167条の2 第1項第2号
74	農林部	林務課	H21.12.3	森林所有者経営意欲促進事業(島原地区)	1,201,200	雲仙森林組合　代表組合長理事　奥村　慎太郎	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
75	農林部	林務課	H21.12.10	森林所有者経営意欲促進事業(県北2地区地区)	1,081,500	佐世保森林組合　代表組合長理事　神崎　宏	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
76	農林部	林務課	H21.12.10	森林所有者経営意欲促進事業(県北1地区地区)	1,690,500	北松森林組合　代表組合長理事　市瀬　健爾	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
77	農林部	林務課	H21.12.10	森林所有者経営意欲促進事業(県北３地区地区)	7,539,000	松浦森林組合 代表組合長理事 中島 延寿	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
78	農林部	林務課	H21.12.14	森林所有者経営意欲促進事業(県北４地区地区)	1,071,000	平戸森林組合 代表組合長理事 青崎 寛	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
79	農林部	林務課	H21.12.10	森林所有者経営意欲促進事業(県央１地区)	2,394,000	東彼杵森林組合 代表組合長理事 竹村 一義	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
80	農林部	林務課	H21.12.10	森林所有者経営意欲促進事業(県央２地区)	2,467,500	長崎南部森林組合 代表組合長理事 山口 寛	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
81	農林部	林務課	H21.12.25	森林所有者経営意欲促進事業(壱岐地区)	1,590,750	壱岐市森林組合 代表組合長理事 白川 博一	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円

平成２１年度　限度額を超えた随意契約情報一覧表　部局名：農林部　H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先　住所　氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
82	農林部	林務課	H21.12.11	森林所有者経営意欲促進事業(県北５地区)	1,102,500	平戸森林組合　代表組合長理事　青崎　寛	本業務は、未整備森林の整備を進めるため、森林所有者の意向確認と整備のための前調査を実施するもので調査結果は、森林地理情報システムに整備する。この業務の実施には、対象森林とその所有者に関する情報が必要であるが、現地に精通しているものが他にないため随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
83	農林部	林務課	H21.4.1	カラープリンター保守及び消耗品等の供給に関する契約(単価契約)	(フルカラー) ～100枚 56円/枚 101～1,000枚 30円/枚 1,001～3,000枚 24円/枚 3,001枚～ 20円/枚 (モノカラー) ～500枚 7円/枚 501～2,000枚 5円/枚 2,001枚～ 4.5円/枚	長崎市飽の浦町１番１号 長菱ソフトウェア株式会社 代表取締役　乾　利博	当デジタルフルカラー複合機は、株式会社リコーが代理店契約を交わしている長菱ソフトウェア株式会社から購入した。メーカーに確認したところ、導入業者と保守管理を行う方が安価となるため。	第167条の2 第1項第7号
84	農林部	林務課	H21.7.1	平成２１年度緑化推進事業委託	1,970,000	社団法人　長崎県緑化推進協会 理事長　濵本　磨毅穂	社団法人長崎県緑化推進協会は、社団法人国土緑化推進機構の正会員であり、県及び市町を主たる会員として設立された団体であり、県との緊密な連携を保ちながら緑化の推進に関する各種事業を実施している。 当該事業についても、県予算に協会の事業費を上積みして事業実施にあたるなど、他の団体では同様の成果を期待することはできず、当協会を委託の相手方とすることが最も効率的と考えられるため、当協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格)　①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥100万円